

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 81 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

対ロシア制裁措置の影響（規制法）

オーストラリアは、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシアに対する制裁措置を発動しています。ロシアは以前から、兵器・軍事取引、石油・ガス産業、特定の金融機関を主な対象とする物品・サービス・商業活動に関する制裁を科されてきましたが、この度 2011 年独自制裁規則が改正され、ロシアにとって戦略的・経済的に重要な個人・団体に対して、渡航禁止と金融制裁が科されることになりました。また、2022 年 3 月 28 日から、クリミアとセヴァストポリに適用されている既存の制裁措置が、ウクライナのドネツク州とルガンスク州（プーチン大統領が承認した、分離主義的な親ロシア派地域）にも拡大されます。状況は刻々と変化しており、親ロシアのベラルーシも含め追加的な制裁が科される可能性があります。

制裁法令は、オーストラリア人やオーストラリア国内にいる者に保有・支配されている海外で設立された会社や、オーストラリアの船舶・航空機等を使用して制裁対象の物品輸送・サービス取引をする者も含む、幅広い個人・団体に適用されるため、関連事業を行う会社は法令違反がないか直ちに確認することが重要です。

本稿では、オーストラリアによる対ロシア制裁措置の内容や影響を概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

バーチャル会議（会社法）

2022年2月10日、テクノロジーを利用した株主総会の開催に関して、会社法を改正する Corporations Amendment (Meetings and Documents) Act 2022（以下「改正法」）が議会で可決され、4月1日に施行されます。改正法により、昨年8月に施行された時限措置が恒久化されますが、会社や株主が把握しておくべき重要な変更点もあります。たとえば、これまでの時限措置では、ハイブリッド型総会・完全バーチャル総会ともに定款に特別な定めがなくても開催することができるでしたが、改正法では、完全バーチャル総会については定款で定められた場合のみ可能となります。

本稿では、改正法の主な内容および時限措置からの変更点を紹介し、これを踏まえて会社がとるべき対応策について概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア3件目の株主集団訴訟判決（会社法）

2022年2月7日、株主集団訴訟（shareholder class action）においてオーストラリアで3件目の判決が下されました（Bonham v Iluka Resources Ltd [2022] FCA 71）。本件は、ASX 上場会社である Iluka が予想売上高についてのガイダンスを出したところ、代表原告である Bonham 氏が、Iluka は誤解を招く欺罔的な行為を行うものであり、また継続開示義務に違反すると主張した事案でした。裁判所は、Bonham 氏が Iluka の義務違反を立証できていないこと等を理由に請求を棄却しました。

本判決含め、判決まで至った株主集団訴訟では3件とも原告側敗訴となっていますが、他方で数多くの株主集団訴訟は和解で終結し、被告から多額の和解金が支払われているという点は見逃せません。

本稿では、本判決の内容を解説するとともに、株主集団訴訟の傾向について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

ワクチン接種義務（労働法）

2022年2月10日、オーストラリア予防接種技術諮問グループ（Australian Technical Advisory Group on Immunisation、以下「ATAGI」）は、COVID-19のワクチン接種に関する勧告を更新し、ワクチン接種が「最新状態（up to date）」とみなされるための条件を明らかにしました。ワクチン接種が「最新状態」であることは、各州・準州における現行の公衆衛生指令の下で職場等の場所に行くことの可否に影響を与える可能性があり、また雇用主が自社のワクチン接種方針において依拠している管理手段にも影響を与える可能性があります。

本稿では、ATAGIの勧告の更新内容を紹介し、これを踏まえて会社がとるべき対応策について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

法解釈と税：シェル社の探査資産の控除に関する判決（税法）

連邦裁判所は、シェル社が取得した石油合弁事業持分23億豪ドルの控除が認められるかが争われた税務訴訟において、シェル社の主張を認める判決を下しました（Commissioner of Taxation v Shell Energy Holdings Australia Limited [2022] FCAFC 2）。一定の減価償却資産は初めて探査に使われる場合に控除を受けることができるとされているところ、本件では、シェル社は探査権を含む石油合弁事業に対するシェブロン社の持分を取得し、石油探査に初めて使われる減価償却資産であることを理由に買収費用の控除を主張したのに対し、オーストラリア税務当局（ATO）は「探査に初めて使われる」ものに当たらないとしてシェル社の主張を退けたため、これらの文言の解釈が問題となっていました。

本判決はエネルギー・資源会社についての判決ではありますが、本判決で用いられた税法解釈の原則は分野を問わずすべての会社にとって参考になるものです。

本稿では、一般的な税法解釈の原則を紹介したうえで、本判決についてを解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料は[こちら](#)の[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、[こちら](#)の[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」のパートをアップデートしました。アップデートされた本冊子は [こちら](#) からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#) にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#) にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com